

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 435

2023年(令和5年)5月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

2023(令和5)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

434号からの続き

2-(13)

「ストーカー規制法」が昨年の5月にはGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた3回目の改正が行われた。また、今後もDV被害者の増加が予測されるが、大阪市が把握されてる過去3年間の相談件数を報告されたい。また、緊急避難場所としての民間シェルターも少なく財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、大阪市よりの財政支援を考慮していただきたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターのDV相談件数は、令和元(2019)年度3,157件、令和2(2020)年度3,912件、令和3(2021)年度3,576件となっています。

令和4(2022)年度上半期についても前年の同時期と比べ約1割増加していることから、新型コロナウイルス感染症拡大以降、依然としてDV相談件数は高い数値にあるといえます。

多様な困難に直面するDV被害者等への支援において、民間シェルターは地域社会における不可欠な社会資源として重要な役割を担っていると認識しており、民間シェルターへの財政支援につきましては、国の補助金の活用等検討してまいります。

2-(14)

高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対応されたい。

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のための介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実等についても対応されたい。

福祉局 高齢者施策部 高齢施設課・高齢福祉課(いきがいグループ)・生活福祉部 地域福祉課

本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設(北区と中央区には各2施設)老人福祉センターを設置しています。

老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、自ら支援を求める状態にない要援護者に対してねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、支援を必要とされている方を発見した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。

本市では、3年毎に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現第8期計画[令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]においては、特別養護老人ホームの整備目標について、令和5(2023)年度目標の定員数を14,800人に設定しています。令和4(2022)年12月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは167施設14,511人分が開設されています。

特別養護老人ホームの整備にあたっては、今後とも引き続き必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、要介護高齢者数の伸びや利用者のニーズ等を勘案し、必要となる整備目標を定め、計画的な整備に努めてまいります。

2-(15)

旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課

市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、令和3(2021)年3月に「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。

計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしています。

さらに、建替余地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

2-(16)

校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育委員会事務局 総務部 教育政策課・指導部 初等・中学校教育担当

令和4(2022)年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比について、中学校理科においては前回調査と比較して下降したものの、その他の教科については改善傾向にあり、全国との差は縮まりつつあります。平均無解答率については、中学校において全国より多い状況です。全体的に着実な改善傾向にあるものの、依然として全国水準には達しておらず、さらなる教育指導の充実が必要であると考えています。

また、本市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い率で安定していますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。

これらの課題を克服するため、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実にも努めてまいります。

2-(17)

低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。

また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちに

ヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、教育と福祉の連携はされているのか。また、子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を作っていただきたい。

子ども青少年局 子ども家庭課 ひとり親等支援グループ・中央子ども相談センター 教育相談担当 企画部 企画課(こどもの貧困対策推進グループ)／教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況につきましては、各区に配置するひとり親家庭サポーターによる就労相談対応におきまして、令和4(2022)年度における実績は概ね前年度と同程度の相談件数となっているところです。

また、母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館内に設置する、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいてもその傾向については同様となっているところです。

働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況としましては、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施しておりますが、その中でも、看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の安定を図るため、給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等」については、平成30(2018)年度より国制度では市町村村民税課税世帯は70,500円、非課税世帯は100,000円(最終学年は4万円加算)とされている基準に対し、市独自で上乗せして年次を問わず非課税世帯は月141,000円に拡充しています。また、令和3(2021)年度からは国制度において対象資格及び期間について緩和する措置が開始されたところであり、制度利用者数は拡充に伴い増加しており就職に役立つ資格取得に対する支援が出来ていると考えているところです。

また、保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親家庭については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定していますが、平成30(2018)年度より、就学されているひとり親家庭についても保育利用調整基準の点数をより高く設定しています。

加えて、ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関の入学をめざして専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額(上限あり)を支給する「ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金」を平成30(2018)年度より実施しています。さらに、一時保育が必要なひとり親に対応するため、母子・父子福祉センター「愛光会館」において、(准)看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施しています。

本市では、児童・生徒が抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、市立小中学校においてスクールカウンセラーの配置を進めてきました。

令和4(2022)年度には、ヤングケアラーが家庭の悩みを身近な学校で相談できるように、スクールカウンセラーの配置を拡大し、市立小中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を完了させたところです。これにあわせて、児童・生徒に向けてスクールカウンセラーに家庭の悩みも相談することができる旨を周知しています。

児童・生徒から相談を受けて、家庭への支援が必要であると考えられる案件については、子どもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱを通じて学校と区役所とで連携し、福祉的支援をはじめ、適切な支援につなげています。

また、各校においては、車いす体験や救護体験など、実情に合わせた介護・福祉の体験学習に取り組んでいるところです。

2-(18)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。

また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月からの親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜査の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれているか明らかにされたい。

また、令和3年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。

子ども青少年局 中央子ども相談センター・子育て支援部 子ども家庭課

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移していますが、これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることに加えてDVによる心理的虐待の通告が増えていることが大きな要因であると考えています。令和3(2021)年度の、大阪市子ども相談センター全体の虐待対応件数は前年度比103件減の6,136件でした。この件数の減少については、はっきりしたことはわかりませんが、虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。

令和3(2021)年度の配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターのDV相談件数は、前年度比約1割減の3,576件でした。外出自粛により自宅で加害者と接する機会が増えたなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、依然として高い数値で推移しています。

児童虐待対策については、これまで子ども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生日前・早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えています。

子ども相談センター(児童相談所)では「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見・早期対応とその後の支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

なお、令和元(2019)年度に、子ども相談センターに常勤の弁護士を配置しており、令和3(2021)年度に新たに1名増員しました。児童の命・安全を守るために必要な法的対応を検討し実施してまいります。

また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、市内南部(平野区)に続き、令和3(2021)年4月に3か所目の児童相談所を市内北部(東淀川区)に開設しました。現在は令和8(2026)年度中の開設に向け、市内東部(鶴見区)に4か所目の児童相談所の設置を進めています。

こども相談センターの職員体制について、今後、児童福祉法の配置標準をもとに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員を大幅に増員してまいります。実務経験を通して丁寧に相談援助技術を教え、専門性を育てていく必要があるため、複数年度にわたり計画的に採用を行います。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29(2017)年2月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っており、令和3(2021)年度からは市内3か所のこども相談センターが受理した児童虐待事案にかかる通告情報の全件共有を行い、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と警察情報を活用した「支援の充実」につとめています。また、大阪府とは、令和元(2019)年度より大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいます。

2-(19)

SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。

匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。

また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。

市民局 人権啓発・相談センター・教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当/教育センター 教育振興担当 インターネット上で増加している差別的な書き込みについては、差別を助長・誘発し、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないことであると認識しています。

インターネット上の差別事象については、大阪府等と連携し、プロバイダ等に対する削除要請を大阪法務局に依頼するほか、状況を踏まえプロバイダに対して本市から直接、削除要請を行っています。

しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えています。

本市におきましては、引き続き、大阪府や府下市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めてまいります。

また、インターネットにおける人権侵害やインターネットリテラシー等について本市ホームページに掲載するほか、人権情報誌「KOKORO ねっと」及び人権啓発推進員・企業啓発支援事業などでも取り上げ、広く市民への周知・啓発を行ってまいります。

今後とも、インターネット上の差別事象への対処については、表現の自由等を侵害することのないよう十分に留意してまいります。

教育委員会といたしましては、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができる相談体制の充実に努めています。

校内においては、令和3(2021)年度より、1人1台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入しました。さらに、校外においては、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象に「LINE」による相談窓口を設置し、週1回の定期開設日に加えて、長期休業日明け前後1週間についても対応しています。

近年、スマートフォンや携帯電話等が子どもたちの身近な持ち物となっており、迅速な情報収集や情報共有が可能である反面、いじめ等の問題も発生していることから、スマートフォン等の使用に際しては、子どもたちに正しい知識を身に付けさせ、子どもたちの人権意識を向上させることが重要であると認識しています。

このような状況を踏まえ、子どもたち自身でインターネットの適切な使い方を考える機会とするため、令和2(2020)年度より「大阪市スマホサミット」を実施しています。本サミットでは、各教育ブロックの中学校代表生徒が自校の取組を発表し、スマートフォン等の適切な使い方について議論を深めることにより、生徒が自ら考え行動できるよう、更なる安全教育の推進に取り組んでいます。あわせて、本サミットの取組みを各校に周知することにより、各校での節度ある適切な使用に向けたルール策定や家庭と連携しながらルールを活用する取組が推進するよう努めています。

情報活用能力(インターネットリテラシーを含む)の育成については、各校に1名位置付けているICT教育担当教員研修や新任教員研修にて研修を行っています。

加えまして、子どもたちの発達の段階を考慮するとともに、各教科等の特質を生かし、教科横断的に取り組む必要があることから、各校において取組みが進められるよう令和3(2021)年度末に「情報モラル教育事例集」ならびに「情報モラル教育年間指導計画案」を作成し各校に周知しました。令和4(2022)年度は、各校において情報モラル教育年間指導計画を策定し、計画的に実践していただいているところです。また、年度末には「情報モラル教育事例集」ならびに「年間指導計画案」を拡充し周知をする予定です。

今後とも、インターネットを利用する際に守るべきルールやマナーをはじめ、正しく安全にインターネットを利用できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実に努めてまいります。

2-(20)

ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、厚生労働省に、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」という要望を、大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。また、ILO第190号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(21)

「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され9年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当/こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 本市においては、「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しています。さらに、令和3(2021)年4月には、いじめによる重大事態に関し、専門性を持った第三者による速やかな調査を可能とするため、第三者委員会を常設の機関として設置することとし、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」の一部を改正しました。

各校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等を進める体制について定めています。さらに、令和2(2020)年度より、「大阪市いじめ対策基本方針」についてのeラーニング研修を全教職員に実施し、全教職員のいじめ対応に係る理解をより一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各校に指示しています。今後もしじめ対応について、全教職員が「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を

最優先した対策を進めるよう、引き続き各校への指導を徹底してまいります。

また、平成29(2017)年度より、5月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会とし、いじめ未然防止の取組みを各校の実情に応じて進めています。

スクールロイヤーの活用については、令和元(2019)年度より、これまで培ってきた専門家と連携した学校への支援についてのノウハウを最大限に生かした学校支援制度を構築しています。本制度は、各教育ブロックの担当弁護士を定めるとともに、臨床心理士等の他職種の専門家を学校に派遣することで、問題が深刻化する前に、多面的に学校の課題に対応しています。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和2(2020)年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー33名を、24行政区すべてに学校数に応じて1～2名配置しています。

学校におけるいじめ対策のための組織にスクールソーシャルワーカーが入り、福祉的な視点を取り入れながら、アセスメントから指導・支援のプランニング、実行へとつなげ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に引き続き努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校など児童・生徒が抱える問題の早期発見・早期対応を図るために配置を進めてきており、令和4(2022)年度には、市立小中学校全校にスクールカウンセラーの配置を完了させたところです。

また、各学校におきまして重大事態が発生した際には、教育委員会からの要請に応じて速やかにスクールカウンセラーを当該校に派遣し、児童・生徒にとって適切な相談・支援を行っています。

そのうえで、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、児童・生徒の心のケアに努めているところです。

2-(22)

日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。

大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業につきましては、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、指定都市教育委員会協議会を通じ、国に対して要望してまいります。

2-(23)

学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や『「性はグラデーション」大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック』などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を毎年実施しています。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

これまで、全市学校に対して、各種調査結果を踏まえ、LGBT等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組みを進めるよう指示してまいりました。

また、令和2(2020)年10月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育個別の課題の実践デザイン～LGBT～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しています。

今後とも、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたりるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(24)

学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当・教育活動支援担当

本市では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30(2018)年度より小学校で、平成31(2019)年度より中学校で実施されています。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂にともなって、いじめ問題への対応の充実や、発達段階をより一層踏まえた体系的なものに改善し、小学校においては、第1・2学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会主義」、「国際理解、国際親善」を、第3・4学年に「相互理解・寛容」、「公平、公正、社会主義」、「国際理解、国際親善」を、第5・6学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目が追加されました。それを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。

道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」に示されている内容と多くの共通点があり、道徳教育と同じく、人権教育も教育活動全体を通じて行うものであることから、道徳科の指導にあたって人権尊重の精神を基盤として行うべきものと認識しています。

いじめを人権侵害ととらえ、児童生徒が相互に人権を尊重する態度を身に付けられるよう、今後も総合的・体系的な人権教育の推進に努めてまいります。

2-(25)

地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

市民局 区政支援室 地域力担当

貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しています。

市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるように、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。